

個人向け確定申告講習会

～確定申告の概要と医療費控除～

日時：平成22年11月27（土）13：00～

主催：国際せきずい損傷リハビリテーション協会

講師：大西会計事務所 所長 税理士 大西 康秀

「個人向け確定申告講習会 ～確定申告の概要と医療費控除～」

目 次

1. 医療費控除とは何か？	2
2. 確定申告について	2
[1] 確定申告が必要な方	3
[2] 確定申告を省略しても大丈夫な方	5
[3] 確定申告をしたほうがお得な方	5
3. 医療費控除について	6
[1] その年に支払った医療費	7
(1) 医療費控除の対象として認められる医療費とは？	7
(2) 誰の医療費が対象となるか？	7
(3) その年に支払った医療費であること	8
[2] 保険金等で補てんされる金額	9
[3] 10万円と所得金額×5%のいずれか低い金額	10
[4] 医療費控除の対象となるもの・ならないもの	11
[5] 医療費控除の手続きに必要なもの	12
[6] 医療費控除その他の留意点	12
(1) 年をまたぐ医療費の支払いは有利選択をしましょう	12
(2) 基本はやっぱりマメに領収書を集めましょう	12
(3) 去年以前の領収書が出てきたら	13
(4) 医療費控除を誤って多く受けてしまった場合	13
4. 障害者向けの税優遇について	14
おわりに	15

1. 医療費控除とは何か？

講習会のサブタイトルにもなっている医療費控除、そもそもこの制度って？

医療費控除とは、医療費が多くかかった年にその年の税金の負担を少しでも軽くするために設けられた減税制度で後述する所得控除の一種です。

確定申告を行うことにより、支払った医療費を基に計算した一定の金額がその年の税金から軽減されます。

2. 確定申告について

医療費控除を受けるにあたり必須の手続き「確定申告」の概要を説明します。

<確定申告とは？>

一般的に、個人が行う所得税の申告手続きを言い、その年における納付すべき（または還付される）所得税を計算し、申告書を税務署に提出し、納税・又は還付の手続きをする事でその年の所得税を確定・精算する手続きを言います。

実際の計算は以下の手順で行います（①→②→③）

- ① $\{(\text{収入} - \text{所得から差しひかれる金額}) - \text{所得控除}\} \times \text{所得税率} = \text{所得に対する税額}$
- ② $\text{所得に対する税額} - \text{税額控除} = \text{差引所得税額}$
- ③ $\text{差引所得税額} - \text{納付・徴収済みの税額} = \text{納付する（または還付される）所得税}$

- 申告書の提出期間は翌年2月16日から3月15日
(還付申告については1月中から受付を開始しています)
- 申告先は、住所地の所轄税務署となります。

ただし、確定申告は誰もが必ず行う必要があるわけではありません。

- [1] 確定申告が必要な方
- [2] 確定申告を省略しても大丈夫な方
- [3] 確定申告をしたほうがお得な方

おおまかに以上の3パターンに分かれます。

次ページよりそれぞれのパターンについて説明をいたします。

[1] 確定申告が必要な方 ～ 意外と範囲が広い!? ～

おおまかな区分でも9パターンもの申告が必要なケースがあります。

所得税の課税対象となる所得が一定額を超えている方、または課税対象収入から各種所得控除を控除した結果、所得ないしは税額が発生している方。

確定申告が必要となる方の具体例

- ➔ 個人事業主の方
- ➔ 不動産収入がある方
- ➔ 株式や不動産の売却があった方
- ➔ 一定の受取配当・受取利子がある方
- ➔ 給与の金額が2,000万円を超える方
- ➔ 給与を2箇所以上から貰っている方
- ➔ 給与が1箇所でも副業が20万円を超える方
- ➔ 公的年金の受取額が一定額を超える方
- ➔ 生命保険などの受取一時金・満期返戻金について儲けがでている方
- ➔ 受取退職金について所定の手続きをされていない方
- ➔ 所得が一定以上あり、所得税額が発生している方、この場合、合計所得金額が38万円以下で自動的に所得税はゼロになります。

<参考> 所得税の課税対象とならない所得（非課税所得）

所得税は、原則としてその人に対する全ての所得に対して課税されますが、社会政策や課税技術などの観点から、特定の所得については課税されません。この課税がされない所得を非課税所得と言います。

この非課税所得は、当然、確定申告の必要がありません。
また、課税される所得が他にあるため、確定申告をするような場合もこの非課税所得については一切申告に影響させなくて大丈夫です。
以下、次ページの例示を踏まえしっかりおさえておきましょう。

【所得税の非課税所得（平成22年11月現在の法令より一部抜粋）】

区分	No.	内 容
利 子	1	納税準備預金の利子
	2	元本が350万円以下の障害者等の少額預金・公債の利子等 （いわゆるマル優、特別マル優）
	3	元本が550万円以下の財形貯蓄の利子（住宅・年金）
給 与 年 金 等	4	サラリーマンが会社から受ける通勤手当（限度あり）、出張旅費、職務上必要な現物給与（食費、制服など）、表彰記念品 など
	5	慶弔関係の祝い金、香典、お見舞い など
	6	遺族年金・遺族恩給・疾病賜金
	7	障害基礎年金・障害厚生年金・障害者扶養共済制度の年金給付
そ の 他	8	身体障害者福祉法により国・地方公共団体から支給される各種手当
	9	障害者自立支援法に基づく自立支援給付（現在、制度改正審議中）
	10	生活用動産・日用品の譲渡（単価30万円超を除く）
	11	国等への資産の贈与・相続税の物納を行ったことによる譲渡所得
	12	文化功労者年金や財務大臣指定の学術奨励金等（ノーベル賞など）
	13	オリンピックの報奨金
	14	警察官や海上保安官の職務に協力援助した者に対する謝礼等
	15	学資金、法定扶養料
	16	慰謝料、養育費、損害賠償金、損害保険金
	17	相続・遺贈、個人からの贈与による所得（相続・贈与税で課税）
	18	公職選挙法に基づき法人から贈与された選挙費用・国会議員の歳費
	19	定額給付金・子供手当
	20	労災保険の保険給付、雇用保険の失業給付、生活保護の給付
	21	各種健康保険の保険給付（高額療養費、出産手当、疾病手当など）
	22	宝くじ、サッカーくじの当選金（外国の宝くじは課税）

☆豆知識☆

競馬・パチンコなどギャンブルでの儲け、水商売の収入、懸賞や福引での当選金品、株主優待券、落し物を拾い届け出た事による謝礼などについても実は所得税の課税対象で、金額によっては確定申告が必要となります。

[2] 確定申告を省略しても大丈夫な方 ～サラリーマンの多くが該当～

計算の結果、所得税がないため申告をしてもしなくても影響がない方、年末調整などによりすでに所得税の精算が済んでいる方が対象となります。

具 体 例

- サラリーマン(給与1箇所+年末調整あり+副業所得がゼロ～20万円以下)
- 専業主婦などでその年の所得(収入-経費)が38万円以下の方
- 収入が公的年金のみで公的年金控除と所得控除を控除し税金ゼロとなる方
- その他の収入から経費、控除を差し引いた結果所得税額がゼロとなる方

[3] 確定申告をしたほうがお得な方 ～納税するだけではありません～

申告省略が可能でも、あえて確定申告をすることで税金が戻る!?

具 体 例

次のようなケースの場合は申告をすることにより税金が戻る可能性が高いです。

- 医療費控除を受ける場合 (本人以外からも控除できるため機会が多いです)
- 住宅ローン控除を受ける場合
- 年末調整を受けていないなどの理由で、税金を余計に徴収されている場合
- 扶養控除や障害者控除などに追加・異動(*)があり訂正したい場合

(*)扶養控除等はその年の年末時点(12月31日)での状況で最終決定されます。

- 特定の寄付をした場合
- 確定申告を行うことが適用要件となっている各種優遇措置を受けたい場合

例 → 上場株式の譲渡損失の繰越、譲渡所得の各種特別控除など

3. 医療費控除について

<医療費控除とは？>

他の所得控除と違い、家族の控除を自由にまとめられるのはこの控除だけ!?...

医療費控除とは、医療費が多くかかった年にその医療費の負担を少しでも軽くするために設けられた減税制度であり、支払った医療費の一部を所得(利益)から控除することにより結果としてその年の税金が軽減されます。

具体的には、次の算式で計算した「医療費控除の額（最高200万円）」を所得金額から控除したうえで所得税を計算します。

<算式> ※算式中の各用語の詳細説明は次ページより。

その年に支払った医療費の額 - 保険金等で補てんされる金額 - <10万円と所得金額×5%のいずれか低い金額> = 医療費控除の額（最高200万円）

↓医療費控除の金額分、所得を減らせますので所得税は連動して減少します。↓

<税金の計算>

(医療費控除前の所得 - 医療費控除の額) × 所得税率 = 納める所得税の額

<住民税や国民健康保険料も安くなる！>

実は住民税の計算は所得税の計算とほとんど同じデータを使うため、年末調整や確定申告をしていると税務署から市区町村に申告データが転送されます。

つまり、所得税が安くなる医療費控除を受ければ住民税も安くなります。

さらに、個人事業主の方が主に加入している国民健康保険についても、保険料の金額は住民税を基準として計算されるため、医療費控除を受けることにより国民健康保険料も安くなります。

この仕組みを生かして所得税はゼロだけでも、住民税は払っているという方は住民税を減らすという目的で医療費控除を行うことをオススメいたします。

ちなみに国民年金は定額のため医療費控除の影響はなく、サラリーマンの方が主に加入している健康保険や厚生年金保険は毎月の給料金額によって計算されているため、医療費控除を受けても変わりません。

[ここからは前ページの医療費控除の算式で使われている各項目について、詳しく説明していきたいと思います](#)

[1] その年に支払った医療費の額（対象となる医療費は？）

（1）医療費控除の対象として認められる医療費とは？

法律では医療費控除の対象となる医療費の範囲は次のように定めています。

- ➔ 医師又は歯科医師による診療又は治療の対価
- ➔ 治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価
- ➔ 施術者、柔道整復士による施術の対価
- ➔ 病院等へ収容されるための人的役務の提供の対価
- ➔ 療養上の世話の対価
- ➔ 助産師による分娩の介助料

[具体的な医療費の可否判定については、後述の『\[4 \] 医療費控除の対象となるもの・ならないもの』の項で詳しく説明していきたいと思います。](#)

（2）誰の医療費が対象となるか？

範囲 = 自己または生計を一にする配偶者やその他の親族の医療費

例えば、結婚して子供さんがいる世帯であれば、[ご主人さん本人の医療費だけでなく、生計を一にする奥様や子供さんの医療費の合計をご主人さんの取得からまとめて差し引きすることができる](#)ということです。

これは、医療費控除を検討する際、非常に重要なポイントとなります。

医療費控除はあくまで納めた税金の一部が戻ってくる仕組みですので、納める税金自体がない方が医療費を多く負担していたとしても、戻すもとの税金がないため、残念ながら本人に税金は1円も戻ってきません・・・。

しかし、本人の税金に代えて[生計を一にする親族\(家族\)](#)の税金から控除することを選択すれば、本人に税金が発生していないケースでも医療費控除を有効に使うことが可能です。

生計を一にする親族とは？

同居をしていることが要件ではない。

扶養家族であることが要件ではない。

「親族」とは 6 親等内の血族・3 親等以内の姻族をいう（民法上の親族）

生計を一にするとは、必ずしも同居を要件とするものではありません。

とはいえ一緒に暮らしている親族であれば、ほとんどの場合は生計を一にしているといえます。また一緒に暮らしていなくても、学業や療養のため離れて暮らしている家族に生活費や療養費等の送金が行われている場合などは生計を一にするものとして取り扱われます。

生計を一にするとは、その親族が所得税の扶養親族であるかは問われません。

医療費控除をする場合に限っては奥さんや子供が扶養親族であるかどうかは問われません。たとえば共働きの夫婦などお互いに扶養親族とはなれない場合でも、生計は一にしているということで医療費はまとめることができます。

【生計一の具体例】

単身赴任のサラリーマンの家族同士	○
一人暮らしをしている子供へ仕送りをしている家庭の家族同士	○
2世帯住宅で家計が別々の場合のその家族同士 (公共料金が別々に請求される、普段の食費が別々など)	×
同居しており家計が一緒の妻の祖父、甥っ子夫婦	○
同居しており家系が一緒の内縁の妻、特殊関係使用人(愛人)	×

(3) その年に支払った医療費であること。

医療費控除の対象となる医療費は、その年1月1日から12月31日に支払ったものとされています。

未払いの医療費 → 支払った年の医療費

カード払いの医療費 → カードで会計した年の医療費

[2] 保険金等で補てんされる金額

正味の負担金額が医療費控除の対象となります！

生命保険金、損害賠償金、健康保険の高額療養費の支給などにより補てんされた金額は医療費の額から差し引くことになります。

これは病気やケガごとに計算します...

もし、確定申告書を提出するときまでに補てんされる金額が確定していない場合には、その見込額により概算で確定申告を行い、後日実際に補てんされた際に、見込額と実際の補てんされた金額が異なるときは、さかのぼってその年分の医療費控除額を訂正します。

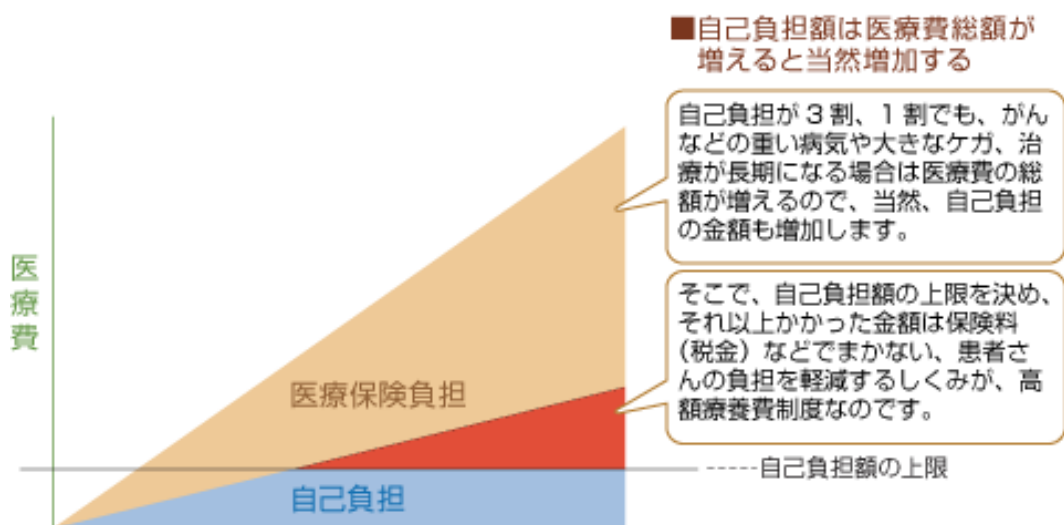
(参考) 医療費控除と高額療養費の支給の違い

医療費控除・・・負担した医療費に応じて、税金が返ってくる

高額療養費の支給・・・支払った治療費そのものが返ってくる

高額療養費の支給とは自分が加入している健康保険組合に申請するもので、国民健康保険の方は市町村の役所へ、健康保険の方は会社か社会保険事務所へ申請することになります。対象となる医療費は、月別・病院別・診療科別・入院、通院別にそれぞれ計算し、全額自己負担となる医療費は含まれません。

加入している医療保険の種類によって、制度の名称や利用できる条件が異なりますので詳しくは医療機関や医療保険の窓口までご確認ください。



[3] 10万円と所得金額×5%のいずれか低い金額

医療費に対する、いわゆる足りの金額で次のような性質があります。

- 医療費控除を申告する方1名に対して1回
 - Aさんから10万円、Bさんからも10万円
- 医療費控除を申告する年分について年1回
 - 平成22年分で10万円、平成23年分でも10万円
- 医療費の金額が足りの金額を下回った場合控除はゼロ（切捨て）

つまり・・・

家族が別々に医療費控除を受けた場合 → カットが各人ごとに適用

年をまたぐ治療の場合 → 一連の治療でも年をまたぐと年ごとにカットされる

☆ここでひと休み☆

医療費控除のコツ

ここまで見てきました医療費控除の計算の仕組みを踏まえると、10万円のカットを最小限に抑えるために、生計を一にする世帯の医療費を誰か1人にまとめて控除を受けることが効率的です。また、所得税はその方の所得が高くなるにつれて適用される税率が段階的に上がっていきます（5%～40%）したがって、家族全員分の医療費を、一番収入があり、税率が高い方1人にまとめて医療費控除を受けることが 世帯全体で見ると最も医療費控除を有効に活用できたということになるのではないのでしょうか。

また医療費控除として使える医療費の最高限度額は年210万円ですのでその年の医療費が明らかに210万円を超えるようであれば、年末付近の医療費支払いや治療にかかるタイミングを翌年に繰り越して無駄なく控除を受けましょう。（210万円を超える部分の医療費について、同じ世帯で2番目に所得の多い方からその年のうちに控除を受けてしまうという選択肢もあります）

[4] 医療費控除の対象となるもの・ならないもの

【ポイント】

- ・ おおまかなイメージとして、治療はOK、予防はNG。
- ・ 健康保険適用外で全額自己負担となる医療費もOK。
- ・ 薬局・コンビニ等で購入した医薬品等も内容によっては控除の対象。
- ・ 通院のための交通費も医療費扱いになる。
- ・ その年の1月1日から12月31日までに支払った医療費が対象。
- ・ 通常NGのものでも、医師の証明書等があればOKとなるものもある。

(1) 医療費控除の対象となるもの〔抜粋〕

診療代、治療費、入院費用、治療のための歯の矯正、インプラントの費用、レーシックの費用、薬局で買った医薬品（風邪薬など）医師の処方による漢方薬、通院のための公共交通機関の交通費（電車・バスなどはOKでタクシーは原則除かれる）、どうしても付き添いが必要な場合の付添い人の交通費（原則公共交通機関）、妊娠・出産費用など

(2) 医療費控除の対象とならないもの〔抜粋〕

健康診断・人間ドッグ（重大な病気が発見され、その後治療を行った場合はOKとなる）美容整形や美容目的の歯の矯正、医師の処方のない漢方薬、栄養剤やサプリメント、通院のための自家用車のガソリン代、身体不自由のための車椅子、眼鏡、おむつなど。

おむつ・車椅子・眼鏡などは医師の診断により治療に必要と指示があった場合や診断書やおむつ証明書などの発行を受けた場合は、医療費控除の対象になる場合があるため確認の必要があります。ただし、この診断書や証明書の発行費用は控除の対象にはなりません。

[5] 医療費控除の手続きに必要なもの

サラリーマンの方を例にすると・・・

- ① その年の給与所得の源泉徴収票
- ② 医療費の領収書原本（他に必要な場合はコピー、税務署での保管は1年）
- ③ 交通費の領収書（電車・バスなど領収書がない場合はメモでOK）
- ④ 保険金や高額医療で補てんされた金額がある場合にはその資料
- ⑤ 還付金受け取り用に申告者の口座番号（申告する本人名義の口座が必要）
- ⑥ 印鑑（認印でOK）

そのほか確定申告書A（注）・医療費の明細書が必要となりますが、これは税務署や国税庁ホームページ等で用意することが可能です。

注：不動産オーナーや自営業者などは確定申告書Bを使います。

[6] 医療費控除その他の留意点

.....(1) 年をまたぐ医療費の支払いは有利選択をしましょう.....

医療費控除の対象となる医療費はその年の1月1日～12月31日の間に支払い済みである医療費となっており、医療費控除を受ける際には年間10万円の医療費カットがあります。カットされる10万円を考えると年をまたぐ医療費の分割払いなどは極力さけたほうが賢明です。

具体的には、その年の世帯全体の医療費のかかり具合をみて・・・

- 時期がある程度選べる治療は医療費のかかる年に集中して受ける。
- 決済ではクレジットカードなどを有効に使い年内に支払いを済ませる。
- 年末に医薬品やおむつなどの医療用品をまとめ買いする。

などを実行し、最大限の控除を受けましょう。

.....(2) 基本はやっぱりマメに領収書を集めましょう.....

医療費控除は10万円の足りがあること、戻ってくる分の税金をおさめているか、という問題はありますが、計上すればするほど節税効果が見込めます。「たぶん10万円を少ししか超えないから」と最初から領収書集めを放棄する

のはもったいない気がします。また、世帯全体の1年間トータルの医療費がいくらかかるかということはその時になってみないとわかりませんし、日ごろからこまめに医療費の集計を行うことをオススメいたします。領収書整理用ファイルや通院費記入用のノートなどを用意して、習慣化してしまえば、さほど手間と感じなくなるかもしれません。

..(3) 去年以前の領収書が出てきたら？

整理をしていて去年以前の医療費の領収書が出てきたら・・・、これについては今年分の医療費の領収書に混ぜてはいけません。しかし、まったく無駄になるわけではなく、**その領収書の年の申告で使える場合があります。**

具体的に、**その年に確定申告を行っている場合には1年前(平成21年分)、確定申告を行っていない場合には5年前(平成17年分)**までさかのぼって、手続きをすることにより医療費控除の適用を受けることができます。

..(4) 医療費控除を誤って多く受けてしまった場合

提出済みの確定申告書において、領収書の集計ミスや対象外の医療費について控除を受けていたなどの理由で医療費控除を過大に受けていた場合は、正しい医療控除で所得税を計算した**修正申告を税務署へ提出し納税**をすることになります。(税務署からの連絡で気づくケースがほとんどです。)

修正申告をする際には、医療費控除が減少したことにより増える所得税本税に加えて**罰金(本税×10% or 35%)**と**利息(本税×年利約4.5%~14.6%)**及び所得税に連動して増える住民税・国民健康保険料も追加で納めることとなるので、申告の際にはしっかりとした内容の理解とチェックが大切となります。

ちなみに、最初の申告書を提出する際、税務署では申告書の形式をメインにチェックするだけで、医療費の詳しい内容のチェックは後回しにされます。つまり税務署の窓口で受付が済む=内容についても税務署がOKしたということにはなりませんので要注意です。

4. 障害者向けの税優遇について

所得税・住民税の障害者控除（所得を減らす所得控除）

住民税の非課税（前年の合計所得金額125万円以下の方）

相続税の減額（納める相続税から一定額を減額）

贈与税の非課税（特別障害者に対する一定の信託受益権が6,000万円まで無税）

贈与税の非課税（心身障害者扶養給付制度に基づく給付金を受ける権利は無税）

利子等の非課税（マル優、特別マル優、要届出）

自動車税・軽自動車税・自動車取得税の一定額を減免

個人事業税の一定額の一定額を減免

障害者控除について（平成22年分申告用）

障害者控除とは本人又は配偶者、扶養親族が所得税法上の障害者に該当する場合に受けることができる所得控除です。

障害者控除では障害の程度により障害者と特別障害者に分けられ、控除できる金額は、障害者の方は27万円、特別障害者の方は40万円です。

障害者控除の対象となるのは障害者手帳に身体上の障害がある人として記載されている方で、このうち障害の程度が1級又は2級と記載されている方は特別障害者になります。このほかにもいくつか要件があります。

また、特別障害者と同居している場合などには、障害者控除のほかに配偶者控除又は扶養控除の額に35万円が加算されます。

障害者控除の対象となるかの判定は、その年の年末時点(12月31日)での状況で最終決定されます。

問：同居の特別障害者である12歳の子供さんの場合、お父さんが受ける控除は

答：38万円（扶養控除）＋35万円（同居特別障害者の加算）＋40万円（障害者控除）＝113万円（所得より控除される金額）

※ 一般の障害者は上記のケースでは、38万円＋27万円＝65万円が控除額。

※ 23年申告分は子供手当に絡む改正で上記の場合控除は73万円となります。

おわりに

本日は、ご多用中お時間をいただきまして誠にありがとうございました。
税金の計算という普段あまりなじみのない内容であり、若干不安もございましたが、おかげ様でこうして無事に講習会を開催することができました。この講習会が皆様の今後にとって少しでもお役に立てれば幸いです。

今回、講師をお受けするにあたり、脊髄損傷（疾患）者に対する税制等を再度深く見直すこととなりましたが、現行の税制や支援活動を行う公益法人・NPO法人などへの課税状況などを見ると、脊髄損傷（疾患）者に対する真の社会復帰の支援という面で日本はこの分野での先進国といわれるアメリカなどにかなり見劣りしているのが現状です。

この機会にそういった税制面での改正の要望を関係各省庁等へ微力ながら働きかけるとともに、皆様にとって有用な情報をRe-SCIを通じて発信していくことにより、微力ながら皆様のお役に立てればと思っております。

最後に当講習会開催にあたり準備にあたっていただきました伊佐理事長及びRe-SCIスタッフの方々に厚く御礼申し上げます。

平成22年11月27日

大西会計事務所 所長

税理士 大西 康秀

無料相談承ります

大西会計事務所

東京都墨田区錦糸3-2-1

アルカースト5階（JR錦糸町駅北口徒歩1分）

TEL 03-3626-2035（代表）

FAX 03-3621-3843

info@ohnishikaikai.jp

http://www.ohnishikaikai.jp

担当 花田 隆、大西 善之

お問い合わせの際は「Re-SCIの確定申告講習会について」とおっしゃっていただくとスムーズです。

確定申告以外の内容についてもお気軽にお問い合わせください。